



国民年金に関するお知らせ

マイナポータルサイト



○国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

・免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

・納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

○将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(※1) 一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めることが必要です。

(※2) 免除の承認を受けた期間および免除区分によって、反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

○免除等の申請受付

令和6年度分（令和6年7月～令和7年6月分）は、令和6年7月1日から申請受付を開始します。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

マイナンバーカードを使って国民年金手続の電子申請ができます

令和4年5月11日より、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請についてマイナポータルを利用した電子申請が開始されています。また、マイナポータルとねんきんネットをつなげることで、ご自身の年金記録の確認や、将来の年金見込額を試算することができます。

詳細はマイナポータルサイトよりご覧ください。

※最初にマイナポータルの「利用者登録」が必要になります

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026



ハチにご注意！

この時期は、スズメバチ等の活動が活発になり、巣を作り始めます。

特に、スズメバチに刺されると命を落とす危険性もありますので、家の周り（軒下）をごまめに確認し、十分注意してください。町では、個人の敷地内に作られた蜂の巣の処理を行っていませんので、以下の業者へ直接連絡し処理してください。

○ハチの巣処理業者

- ・古垣建設株式会社（余市町入舟町126番地 ☎22-5578）
- ・株式会社北日本消毒（小樽市港町7番2号 ☎0134-29-3143）

※料金については処理業者に確認をしてください。

問合せ 環境対策課 環境衛生係 ☎21-2118